

第3号議案

特別決議の提案~~（案）~~

1950年に電波法・放送法が制定されて、国民の間に電波が広く開放されて間もなく、民間でも利用することができる業務用無線として、いち早く導入されたのが「一般乗用旅客自動車運送事業用無線局」として制度化されたタクシー無線となります。

我が国初のタクシー無線は1953年に北海道札幌市で誕生しましたが、当管内では長野市で1956年7月に初導入されました。

タクシー無線は、タクシー配車の効率化に大きく貢献する無線システムとして認知され、管内のタクシー事業者による導入気運が高まったことから、業界一丸となって普及に取り組む組織として、任意団体として1961年に「信越自動車無線協会」が設立され、その後、会員の総意を受けた社団法人設立許可申請を経て1971年1月に国から認可され、「社団法人全国自動車無線連合会」（以下、全自無連）に加盟して、信越管内におけるタクシー無線機導入促進を図って参りました。

事業としては、当初、割当られたVHF周波数帯から400MHz帯への移行、周波数のナロー化、近年ではアナログ無線からデジタル無線への移行促進に係る支援事務を実施し、2021年9月に会員のデジタル化が完了しました。

一方、これを契機としたタクシー専用無線からIP無線等によるアプリ配車が急速に増加し、免許人数及び所属無線局数が大幅に減少する傾向が強くなり、現在の会員数はピーク時より半減となっています。

タクシー配車システムは今後も多様化していくと予想され、無線機製造会社のタクシー専用無線からの撤退も続く中、協会として自営無線の普及促進を目的とした事業運営も限界に来ている状況です。

タクシー無線の普及促進事業を担ってきた全自無連も、2024年に全国的な組織としての役割を終え解散しました。

当協会も会員からの会費収入等により運営されており、会費収入が先細りする中で今後も存続していくことは困難と判断し、ここで組織活動に区切りをつけて「一般社団法人信越自動車無線協会」を解散することを提案します。

[特別決議]

一般社団法人信越自動車無線協会を解散することを決議する。

令和8年5月21日

一般社団法人信越自動車無線協会 第67回通常総会